

---

## 第6章 ごみ処理計画

---



## 1 処理対象及び処理主体

### 1) 処理対象

本計画においては、拡大生産者責任（EPR）及び汚染者負担の原則（PPP）に基づいて、生産者や排出者による処理が制度化されているものと、本市において適正処理が困難なものを除く一般廃棄物を処理対象とします。

本計画の対象外となる廃棄物は、下表のとおりです。なお、本市で処理が困難なものについては、引き続き業者による適正処理の指導・周知に努めていきます。

表6-1 本計画の対象外となる廃棄物

区 分	品 目	処理方法
ビニール製品	農業用・事業用ビニールシート、畦シート、事業用のテント、タイヤ等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
爆発危険物	消火器、ガスボンベ（カセット式以外）、農薬、塗料、廃油、毒物、劇薬等	販売店や専門業者に依頼して処理する。
パソコンリサイクル法対象機器	パソコン	販売店、製造メーカーのリサイクル窓口、パソコン3R推進協会へ処理を依頼する。
家電リサイクル法対象品目	洗濯機、乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫、冷温庫、保冷庫、エアコン、テレビ	販売店もしくは一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者に引取りを依頼する。または郵便局で家電リサイクル券を購入し、指定引取場所を持ち込む。
その他	ピアノ、農機具、自動車部品（バッテリー、シート等）、バイク、FRP製品（風呂釜等）、天日温水器、液体（中身の入っているびん等）、直径5cm又は長さ2mを超える木（厚さ3cmを超える板）、漁網、薬品、耐火金庫、医療系廃棄物、産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCB使用部品、感染性一般廃棄物等）、その他、市の処理施設の機能に支障を生じさせるもの	販売店や専門業者に依頼して処理する。

### 2) 処理主体

ごみの収集・運搬は本市及び事業者、中間処理及び最終処分は本市が主体となり、その責務を果たします。

表6-2 ごみ処理の主体

区 分	収集・運搬	中間処理	最終処分
家庭系ごみ	本市	本市	本市
事業系ごみ	事業者		

## 2 収集運搬計画

### 1) 収集運搬体制

令和3年度現在、収集運搬するごみは、8種類（p.5「表 2-1 家庭系ごみの分別区分」参照）です。収集運搬体制は、現行の体制（p.8参照）を引き続き維持したうえで、「資源ごみ」の拠点回収の構築を進めます。

また今後は、「プラスチック製品」等の拠点回収・再資源化について、分別区分の追加及び他のごみと同様にステーション収集の検討とともに、下表の事項の具体的な検討を進めていくこととします。それに伴って、環境負荷や経済効率、利便性・公平性等に配慮しながら、リサイクル率の向上を目指した分別収集体制の強化にも取り組みます（p.44 参照）。

表6-3 「プラスチック製品」の再資源化に係る検討事項

検討項目	実施案
回収方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回収拠点（公共施設）の設置</li> <li>・回収拠点にあるネット等に入れる</li> <li>・回収拠点は市が管理</li> </ul>
回収頻度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの拠点において週3回程度</li> <li>ただし、地域によっては週1回程度</li> </ul>
回収する品目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ポリ袋、菓子類等の袋（土砂や水分で汚れた物を除く）</li> <li>・ラップ、フィルムなどの包装材（食品残さ等の付着により汚れた物を除く）</li> <li>・弁当箱、食品容器、飲料用容器（食品残さ等の付着により汚れた物、ペットボトルを除く）</li> <li>・シャンプー、洗剤等の容器</li> <li>・キャップ、ストロー など</li> </ul>

なお、直接埋立ごみについては、これまでと同様に、市民自らが最終処分場へ搬入して処理することとします。

### ◆ごみの減量とリサイクルを進めていくために、行政が力を入れていくべき取組について

市民アンケート調査において、ごみの減量、リサイクル推進のために行政が力を入れるべきものについては、「資源ごみを収集できる場所を増やす」との意見が多く、回収拠点の要望があることが伺えました。

資源ごみ等の「回収場所の設置」や「収集・分別方法の見直し」、さらに「努力が実感できる仕組みづくり」が住民より行政へ求められています。

図6-1 行政が力を入れていくべき取組

（資料：市民アンケート調査）



## 2) 各主体の役割

本市全域を対象として、家庭系ごみの収集・運搬を行います。

また、ごみステーションの新設及び修繕に係る費用の助成を今後も継続し、自治会等のごみステーション設置を支援します。

表6-4 ごみステーションの新設・修繕に係る補助金交付額

新設・修繕費用	補助金交付額	限度額
5万円以下の場合	全額	なし
5万円を超える場合	5万円を超える額に 1/2 を乗じた額と5万円の合計額	10万円

## 市民

ルールにしたがってごみを分別し、決められた日にごみステーションに出します。  
また、ごみステーションの設置主体となるとともに、維持管理に努めます。

## 事業者

事業系ごみを自らごみ処理施設に搬入するか、許可業者に収集・運搬を委託して適正に処理します。

### 3 中間処理計画

#### 1) 中間処理方法

現行の分別種類のごみ（p.5「表 2-1 家庭系ごみの分別区分」に示す8種類）は、そのまま既存のごみ処理施設を用いて適正に資源化・処理します（p.18 参照）。

#### 2) 中間処理量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、令和7年度におけるごみの中間処理量（見込み）は下表のとおりとなります。

表6-5 ごみの中間処理量（見込み）

区 分	中間処理量 [トン/年] (令和7年度推計値)
焼却施設対象ごみ量	33,031
もえるごみとして収集するごみ量	29,861
粗大ごみ処理後の可燃残さ量	3,104
資源ごみ選別後の不適物の量	66
粗大ごみ処理施設対象ごみ量	4,009
ストックヤード保管対象量	1,491
圧縮・梱包あり（ペットボトル）	68
圧縮・梱包なし （乾電池・古紙・ガラスびん）	1,423
容器包装リサイクル推進施設対象ごみ量	1,462

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

#### 3) 中間処理施設計画

##### ①中間処理施設の適正管理及び更新

ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設（p.8参照）は、適正な運転管理を行い、二次公害の発生防止に努めます。

また、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設は、供用を開始してから30年以上が経過しているため、令和3年度から令和6年度にかけて基幹的設備改良工事を行っています。また、将来の設備の老朽化の状況等を踏まえて、施設更新に向けた調査研究を進めていきます。整備にあたっては、さらなる資源回収率の向上のほか、エネルギー回収や焼却残さの有効利用等、循環型社会形成と地球環境保全に寄与する方策を検討したうえで、本市にマッチした施設更新を図ります。

## 4 最終処分計画

### 1) 最終処分方法

最終処分対象物には、市民・事業者が最終処分場に直接搬入する埋立ごみ（直接埋立ごみ）のほか、ごみ焼却施設から排出される焼却残さ（固形化飛灰・炉下不燃物等）、粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さがあります。これらについては、既存の一般廃棄物最終処分場（p.9参照）等において、現行どおり次のように最終処分します。

#### <直接埋立ごみ>

市内で発生するごみは、各一般廃棄物最終処分場で埋立処分します。

#### <ごみ焼却施設から排出される焼却残さ>

固形化飛灰・炉下不燃物等の焼却残さは、最終処分業者に委託して埋立処分します。

#### <粗大ごみ処理施設から排出される不燃残さ>

不燃残さについても、上記と同様に、最終処分業者に委託して埋立処分します。

### 2) 最終処分量（見込み）

ごみの発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合、令和7年度におけるごみの最終処分量（見込み）は下表のとおりとなります。

表6-6 ごみの最終処分量（見込み）

区 分	収集運搬量 [トン/年] (令和7年度推計値)
直接埋立ごみ量	2,798
焼却残さ量(固形化飛灰・炉下不燃物等)	3,104
不燃残さ量	1,163
合 計	7,064

※ 発生・排出削減及び資源化目標が達成された場合

### 3) 施設維持計画

各最終処分場は、廃棄物処理法に基づく「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」（最終改正：令和元年6月27日 環境省令 第2号）に沿って、適正な維持管理を継続して行いつつ、直接埋立ごみの不適正な搬入を監視します。また、延命化を図るべき最終処分場については、具体的な整備方策を検討するとともに、状況に応じて適切な対策を講じていきます。

## 5 災害廃棄物処理対策

### 1) 西条市災害廃棄物処理計画の策定

災害廃棄物対策については、国の「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」、「愛媛県災害廃棄物処理計画」等の内容を踏まえて、平成 31 年 3 月に策定した「西条市災害廃棄物処理計画」により総合的に取組を進めていきます。

具体的には、①初動期、②応急期、③復旧期、④復興時の時系列で、それぞれに組織体制、廃棄物処理及び支援対策を検討します。

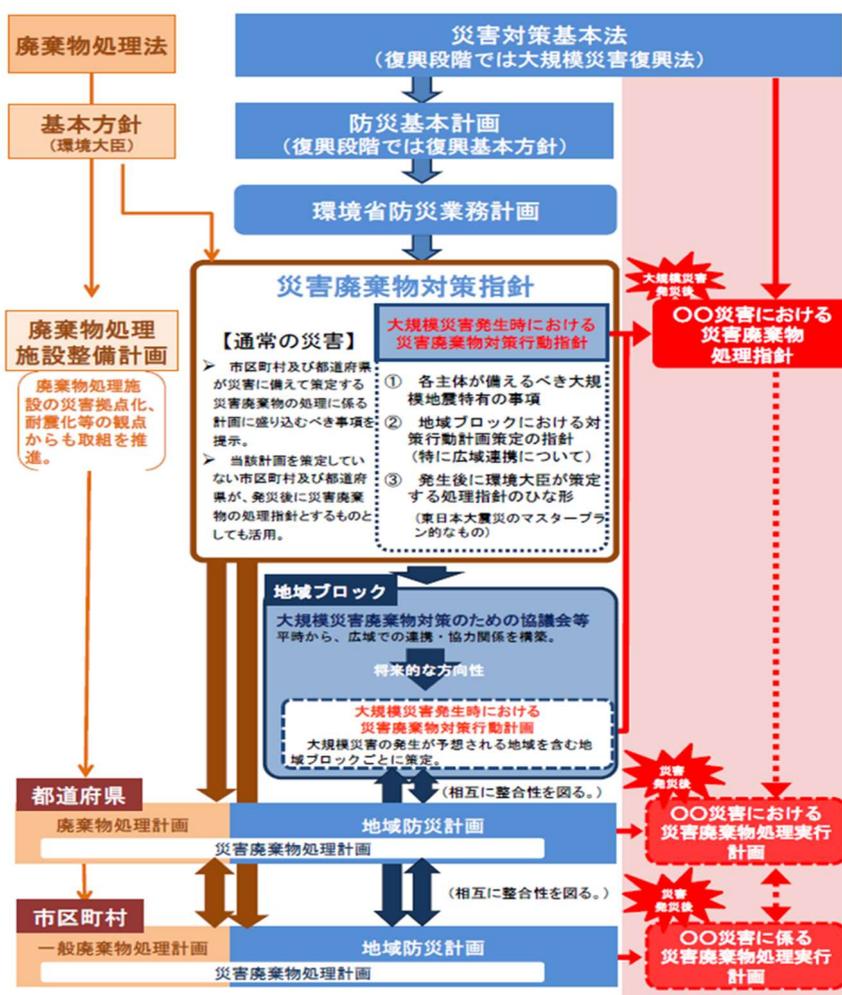


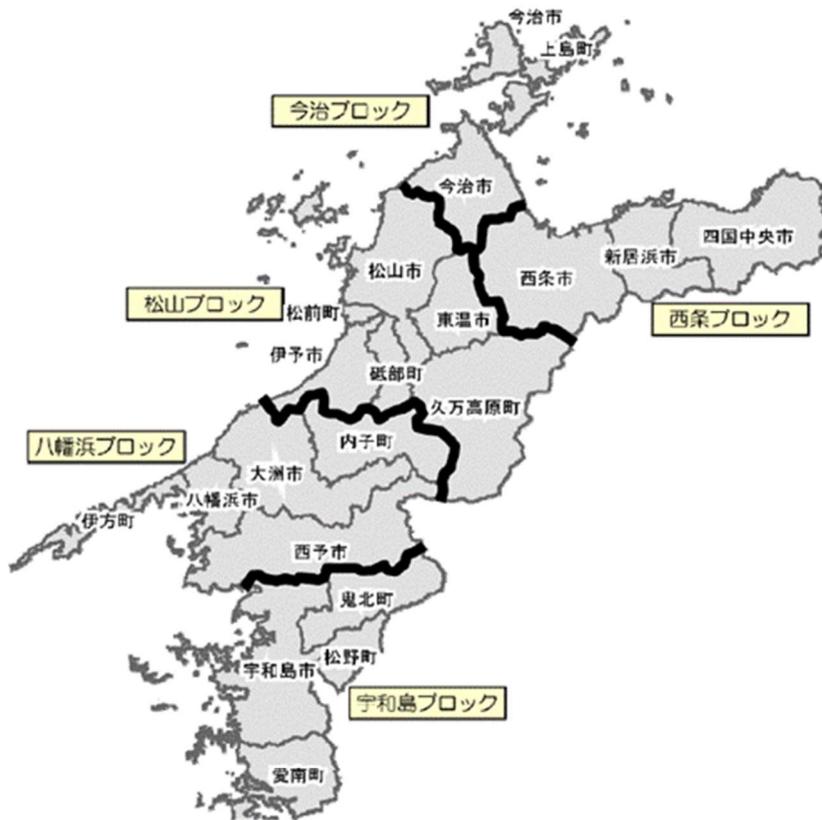
図6-2 災害廃棄物処理計画の位置付け

(出典：西条市災害廃棄物処理計画)

2) 災害廃棄物の処理体制

災害廃棄物は一般廃棄物となるため、本市の市域内で発生した災害廃棄物については、廃棄物処理法の規定に基づき、本市が主体となって処理にあたります。しかしながら、南海トラフ巨大地震陸側ケースにおいては、本市の一般廃棄物処理施設での災害廃棄物処理は困難であり、「災害時における愛媛県市町相互応援に関する協定」に基づき、県や近隣市と連携・協力を図りながら処理を進めていきます。

なお、「愛媛県災害廃棄物処理計画」においては、県内を5つの地域ブロックに分けて、災害廃棄物の処理にあたっては、それぞれの地域特性を十分に考慮することとしています。本市は、新居浜市、四国中央市とともに、「西条ブロック」に位置付けられていることから、両市との緊密な連携体制を構築していきます。



ブロック名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	構成市町
西条	330,078	1,166	新居浜市、西条市、四国中央市
今治	175,680	450	今治市、上島町
松山	653,574	1,541	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
八幡浜	155,285	1,473	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
宇和島	123,180	1,047	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

図6-3 災害廃棄物処理に係る地域ブロック

(出典：愛媛県災害廃棄物処理計画)

### 3) 災害廃棄物処理対策における課題

#### ①想定される災害廃棄物（質への対応）

地震災害、水害及びその他の自然災害によって、一時的かつ大量に発生することが想定される災害廃棄物は下表のとおりです。このように、様々な質の廃棄物の発生が想定されることから、「西条市災害廃棄物処理計画」においては、これらを適切に処理していくための組織体制や主な業務内容の分担などの検討することが必要です。

計画の対象廃棄物は被災家屋から発生する廃棄物及び被災者・避難者の生活に伴って発生する廃棄物を原則としています。道路や鉄道損壊時の廃棄物や河川・港湾等での漂着物などその他の廃棄物は、大規模災害発生後に国が示す取扱いに準じて行います。また、放射性物資やこれによって汚染された廃棄物は対象となりません。

表6-7 想定される災害廃棄物

種 類	内 容
不燃性混合物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂等
可燃性混合物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等
木質系廃棄物（木くず）	家屋の柱材・角材、家具、流木、倒壊した自然木
コンクリートがら	コンクリート片やブロック、アスファルトくず等
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等の金属片
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコン等の家電類で、被災により使用できなくなったもの
廃自動車・廃船舶	被災により使用できなくなった自動車、自動二輪車、原付自転車、船舶
思い出の品	写真、賞状、位牌、貴重品等
津波堆積物	海底の土砂やヘドロが陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
生活ごみ	被災により家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ、使用済簡易トイレ等
仮設トイレのし尿	避難所等から排出される汲み取りし尿
その他	腐敗性廃棄物（畜、被災冷蔵庫等から排出される水産物・食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料・製品等）、有害物（石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、CCA・有機塩素化合物、医薬品類、農薬類等）、危険物（消火器、ボンベ類等）、漁具、石膏ボード、タイヤ、海中ごみ等

（出典：愛媛県災害廃棄物処理計画）

#### ②災害廃棄物発生想定量（量への対応）

「愛媛県災害廃棄物処理計画」では、南海トラフ巨大地震発生時の「西条ブロック」における災害廃棄物発生量について、基本ケースで311万トン、最も被害が大きいと考えられる陸側ケースで1,320万トンと想定しています。この量は、広域ブロック内の既存処理施設能力をはるかに上回っているため、災害廃棄物の仮置場の確保及び仮設の中間処理施設の建設等の対策を講じる必要があります。

## 6 その他

### 1) 計画の進行管理

本計画で示した取組・施策を継続的かつ効果的に推進していくために、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）のPDCAサイクルの考え方に基づく進行管理を行います。

進行管理のプロセスでは、目標達成状況や各種取組み施策の実施状況を点検・検証し、それに対する意見を反映しながら目標設定や施策内容について見直していきます。



図6-4 PCDA サイクルに基づく進行管理の概念図





## 西条市一般廃棄物処理基本計画<中間見直し>

発行：令和4年3月 西条市

編集：環境部 環境政策課

〒793-8601 愛媛県西条市明屋敷 164 番地 西条市庁舎新館 2 階

電話：0897-52-1367（ごみ減量推進係直通）

FAX：0897-52-1386

西条市公式ホームページ <http://www.city.saijo.ehime.jp/>

### <おことわり>

本計画に記載の数値については、端数処理の関係より、合計等が一致しない場合があります。